

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

山梨厚生年金 事案 247

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月31日から33年7月1日まで

私は、昭和27年4月1日から33年10月末日までA社B支店に継続して勤務していた。この間、給与から保険料を控除されていたと思うが、申立期間が被保険者期間とされていないことに納得できないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人がA社B支店に勤務していたことはいくつかあるものの、当該同僚には同支店に勤務していなかった期間があるため、申立人の勤務が継続していた期間を特定することができない。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料は無く、申立人の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、不自然な訂正等の痕跡も無い上、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっているため、申立人の勤務の実態等の事実を確認できる関連資料は無く、このほか申立人の申立期間に係る保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月2日から42年2月16日まで
姉が急逝し、その子を養育するために、申立期間に勤務していた事業所を急きょ退職することになった。子供の手が離ればまたすぐに働くつもりだったので、脱退手当金は受給しないことを当時の職場の上司に話していたのに脱退手当金を受給したことになることは納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年5月17日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を計算したことが記録されていることや、脱退手当金支給報告書には申立期間に係る脱退手当金の裁定日や支給日が記載されていることなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、職場の上司に脱退手当金を受給しないと話したのだから受給していないはずだと主張しているが、申立人と同時期に事業所を退職した同僚から聴取したところ、脱退手当金の受給手続に事業所が関与していた事実は確認できなかった。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 249

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 30 日から 43 年 12 月 26 日まで

昭和 37 年 1 月から 43 年 12 月まで、A 市の B 社に住み込み、洋服裏地のセールスの仕事をしていた。2、3 万円ほどの給料から厚生年金保険、失業保険、健康保険等を天引きされていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人において、B 社勤務当時の業務の内容及び同僚の氏名等を記憶していること、並びに複数の同僚からの証言があったことから、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立期間よりも後の昭和 45 年 6 月 1 日である。また、申立人が氏名を挙げた複数の同僚は「会社が厚生年金に加入したのは 45 年ころからだ。」と証言している。

さらに、上記同僚は「(B 社が) 厚生年金に加入する前の時期は国民年金に入っていた。」と証言しており、事実、これら同僚には当該時期において国民年金の加入記録があることが確認できる。

加えて、B 社は既に廃業しており、当時の事業主や経理担当者とは連絡が取れず、証言を得ることができないなど、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月16日から38年9月30日まで
② 昭和38年12月26日から40年3月20日まで

私はA社を退職後、すぐに結婚して出産したので、その当時は年金のことなど考えられなかった。平成16年7月に社会保険事務所(当時)に行って、B社とA社の厚生年金保険被保険者期間を併せて、脱退手当金が支給されていることを知った。請求もしていない脱退手当金を支給されたことになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に勤務していたA社の被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の備考欄に「統合処理し欠番とす」との記載があるとともに、B社の厚生年金保険被保険者記号番号に重複取消しされた記録が確認できることから、脱退手当金の請求に伴い、B社とA社の被保険者記号番号の統合処理が行われたと考えるのが自然であるほか、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。